

小規模多機能型居宅介護 日和

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 日和 料金表

令和3年4月1日現在

1. 小規模多機能型居宅介護費

要介護度	単位数	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担) ※1	利用者負担額 (3割負担) ※1	備考
要支援1	3,438単位	3,741円	7,481円	11,222円	1月あたり
要支援2	6,948単位	7,560円	15,119円	22,679円	1月あたり
要介護1	10,423単位	11,341円	22,681円	34,021円	1月あたり
要介護2	15,318単位	16,666円	33,332円	49,998円	1月あたり
要介護3	22,283単位	24,244円	48,488円	72,732円	1月あたり
要介護4	24,593単位	26,758円	53,515円	80,272円	1月あたり
要介護5	27,117単位	29,504円	59,007円	88,510円	1月あたり

2. 短期利用居宅介護費

要介護度	単位数	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担) ※1	利用者負担額 (3割負担) ※1	備考
要支援1	423単位	461円	921円	1,381円	1日あたり
要支援2	529単位	576円	1,151円	1,727円	1日あたり
要介護1	570単位	621円	1,241円	1,861円	1日あたり
要介護2	638単位	695円	1,389円	2,083円	1日あたり
要介護3	707単位	770円	1,539円	2,308円	1日あたり
要介護4	774単位	843円	1,685円	2,527円	1日あたり
要介護5	840単位	914円	1,828円	2,742円	1日あたり

※1 2割負担、3割負担者は負担上限額が適用となる場合があります。

3. 各種加算項目

加算名	単位数	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)	備考
初期加算	30単位	33円	66円	98円	1日あたり
認知症加算※3	□(Ⅰ) 800単位	871円	1,741円	2,612円	1月あたり
	□(Ⅱ) 500単位	544円	1,088円	1,632円	1月あたり
看護職員配置加算 ※3	□(Ⅰ) 900単位	980円	1,959円	2,938円	1月あたり
	□(Ⅱ) 700単位	762円	1,524円	2,285円	1月あたり
	□(Ⅲ) 480単位	523円	1,045円	1,567円	1月あたり
看取り連携体制加算※2	64単位	70円	140円	209円	1日あたり※2
訪問体制強化加算	1,000単位	1,088円	2,176円	3,264円	1月あたり
総合マネジメント体制強化加算	1,000単位	1,088円	2,176円	3,264円	1月あたり
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	218円	436円	653円	1月あたり
生活機能向上 連携加算※3	□(Ⅰ) 100単位	109円	218円	327円	1月あたり
	□(Ⅱ) 200単位	218円	436円	653円	1月あたり
若年性認知症利用者受入加算	800単位	871円	1,741円	2,612円	1月あたり
(予防) 若年性認知症利用者受入加算	450単位	490円	980円	1,469円	1月あたり
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位	22円	44円	66円	1回/6月につき
科学的介護推進体制加算	40単位	44円	87円	131円	1月あたり

加算名		単位数	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)	備考
□サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)※3	短期以外	750単位	816円	1,632円	2,448円	1月あたり
	短期利用	25単位	28円	55円	82円	1日あたり
□サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)※3	短期以外	640単位	697円	1,393円	2,089円	1月あたり
	短期利用	21単位	23円	46円	69円	1日あたり
□サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)※3	短期以外	350単位	381円	762円	1,143円	1月あたり
	短期利用	12単位	13円	26円	39円	1日あたり
介護職員処遇改善加算※3		□所定単位数×(Ⅰ)10.2%×10.88 □(Ⅱ)7.4%×10.88 □(Ⅲ)4.1%×10.88				
介護職員等特定処遇改善加算※3		□所定単位数×(Ⅰ)1.5%×10.88 □(Ⅱ)1.2%×10.88				

※2 看取り連携体制加算は、死亡日及び死亡日以前30日以下について、一日につき算定

※3 の加算が算定対象となります。

《利用者負担額の算出方法》

- ・地域単価(横浜市は10.88円)×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)
- 〇〇円－(〇〇円×負担割合(1割～3割、1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)
- \*介護報酬に係る費用は、実際の清算時には端数処理により誤差が生じます

3. 運営基準に定められたその他の費用(利用者の希望による)

項 目	料 金	備 考
食事代	朝食 400円 昼食 750円	提供した分について請求 昼食代にはおやつ代を含む
宿泊代	3,000円/泊	個室のみ
おむつ、パット代	おむつ 100円/枚 リハビリパンツ 100円/枚	提供した分について請求
日用品・教養娯楽費	100円/日	おしぼり、ペーパータオル 新聞・雑誌、レクリエーション材料費等
洗濯代	100円/回	水光熱費、洗剤、設備費として
受診付き添いに係る費用	実費	利用者の医療機関付き添い(介護計画に位置付けられていないものに限る)を行った場合に人件費(時給×時間)+ガソリン代を基に計算
交通費	100円/1キロメートル	通常の事業の実施地域※4を超えてサービス提供を行う場合に通常の事業の実施地域を超えた所から利用者の居宅までの往復距離分で計算

(※4 通常の事業の実施地域)

横浜市緑区の一部地域(西八朔町、北八朔町、小山町、青砥町、中山町、上山町、寺山町、台村町、新治町、三保町、十日市場町、霧が丘、長津田町、いぶき野)、青葉区の一部地域(さつきが丘、梅が丘、しらとり台、つつじが丘、千草台、下谷本町、藤が丘)、都筑区の一部地域(川和町、川和台、加賀原、佐江戸町、二の丸、富士見が丘、見花山)